

別表（第2条関係）

補助事業名	西播磨ツーリズム拠点整備（案内施設等設置）事業
補助事業の目的	西播磨地域の自然や山城等の歴史観光資源を活かしたツーリズム環境整備のため、案内標識や説明看板等を道路や公園等の公的施設に設置する他、モニュメント等施設の新設や改修を行うことで、西播磨地域を訪れる方々の利便性やおもてなしの向上を図る。
補助事業の対象となる者	西播磨県民局管内市町等の公共施設管理者
補助事業の対象となる経費	西播磨県民局管内の市町等が行う、西播磨県民局におけるツーリズム環境整備にかかる案内標識等の設置、モニュメント等施設の新設や改修に要する経費
補助率	1 / 2 以内
補助金の額	予算の範囲内（千円未満の端数は切り捨てる）
適用除外する条項	—
その他の事項	整備した施設等については、山城ロゴマークやサイクリングモデルルート等、適宜指示する文言を表示したプレート・看板等の設置やシールの貼付を行う。

別に定める事項

関係条項	内容
第3条 (交付申請)	(添付書類) 事業計画書(別紙1)
	(指定期日) 別途通知する日
第7条第1項 (事業の変更承認)	(軽微な経費配分の変更) 補助対象経費相互間における少ない方の額の30%以内の変更
	(軽微な事業内容の変更) 補助事業の目的、効果に影響を及ぼさない範囲での事業の細部の変更
	(添付書類) 事業変更計画書(事業計画書(別紙1)に準じる)
	(指定期日) 別途通知する日
第9条第1項 (遂行状況報告)	(報告事項) 必要が生じた場合、別途通知する
第11条 (実績報告)	(添付書類) 事業実績報告書(別紙2)
	(指定期日) 事業完了後30日以内又は令和6年3月31日のいずれか早い日
第19条第1項 (財産処分の制限)	(処分制限期間) 「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」(昭和40年大蔵省令第15号)に定められている耐用年数に相当する期間 ただし、上記省令に定めのない財産については、国庫補助事業において国土交通大臣が定めたものを準用する。